



平成28年7月4日

MFJ公認競技主催者およびエントラント 各位

一般財団法人

日本モーターサイクルスポーツ協会
技術委員会

技術仕様の規則改定について

2016年度 国内競技規則書 JP250およびJ-GP2の技術仕様について下記のとおり規則改定を行う。この規則は、この発表をもって施行される。

1. JP250 エアクリーナーに関する規則の改定

該当規則 : JP250 (p208)

規則発行後の改定

7-3-27 エアクリーナー

エアクリーナーボックスは吸気口部の**拡大加工**を除き、MFJが公認した車両の状態を維持しなければならない。

エアフィルター・エレメントは変更または改造、あるいは取り外すことができる。

ラムダクト（ラム圧）のないエアクリーナー**ボックス**においては、吸気口の改造および**追加**が認められ、吸気口は下記最大面積までの拡大が許可される。

ただし、吸気口を拡大する場合は、オリジナルの吸気口の下限位置よりも上方（**エアクリーナーボックスを車両に取り付けた状態で**）に拡大されていなければならない。

（クローズドブリーザー容量確保のため）

吸気口を拡大する場合は、オリジナルの吸気口にプラスして、一か所の吸気口のみ追加することが認められる。

オリジナル吸気口は使用しても塞いでも良いが、使用する場合の吸気口面積は両方を合わせた面積とする。

追加された吸気口への吸気ダクトの追加は認められない。

オリジナルの吸気口をそのまま使用する場合に限り、オリジナル吸気ダクト（そのままか、カットまたは取り外しが許可される）の取り付けが許可される。

ラムダクト（ラム圧）のない車両へのラム圧の追加は許可されない。

ラムダクト（ラム圧）付きの車両は、ラムダクトおよび吸気ダクト、エアファンネルをMFJが公認した車両の状態に維持しなければならず、変更または改造は許可されない。

単気筒	最少位置吸気口合計最大面積φ100mm相当
2気筒	最少位置吸気口合計最大面積φ100mm相当

* 吸気口面積はエアクリーナーボックス壁面の寸法とし、装備されたダクトの面積は考慮しない。

J P 250 クラスのエアクリーナーに関する解説

- ① 前方からエアクリーナーボックス吸気口に直接接続されたエアダクトはダクトの太さにかかわらず、ラム圧と判定される。
- ② 新たに追加されたエアクリーナーボックスの吸気口にダクトを設けることはできない。
- ③ エアクリーナーボックス吸気口とエアダクトのエア吹き出し口の距離は最近位置で最低100mm以上の隙間を設けなければならない。

図1

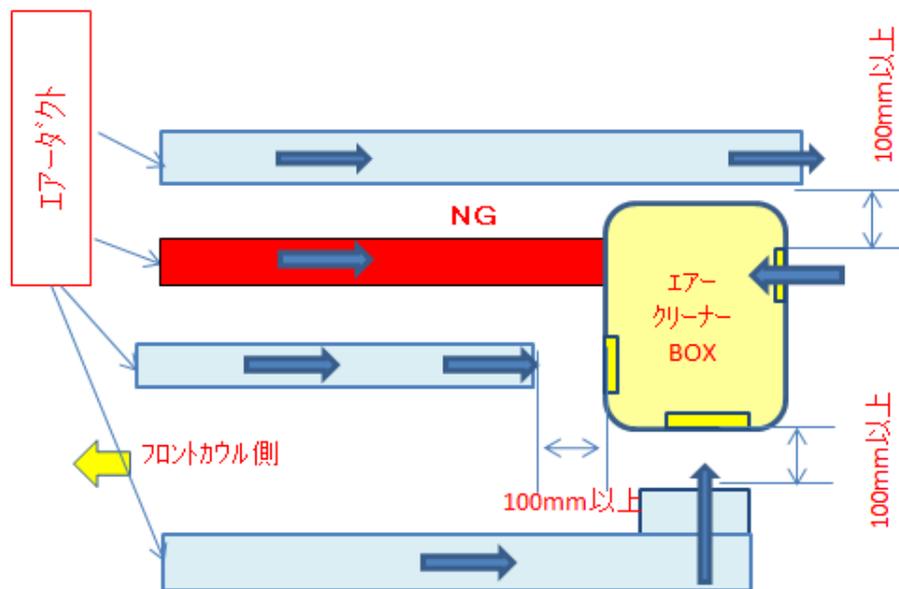
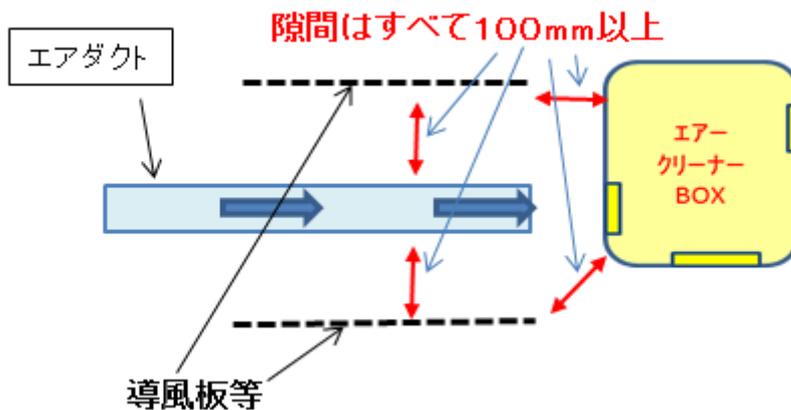


図2



注釈

- ① 導風版等を追加する場合には、エアダクト・吸気口およびエアクリーナー外壁のすべてから100mm以上の隙間を設けなければならない。
- ② オリジナルの構成部品（フェューエルタンク、フレーム等）との隙間は上記①寸法を適用しない。フェューエルタンク底板には断熱用のアルミテープまたはアルミタック等を貼ってもよいが、厚さは2mm以下であること。
- ③ カウル部との隙間は上記①の寸法を適用しないが、カウル（一部でも）が直接エアリーナーボックスにつながる様な形状は許可されない。

2. J-GP2 カムプロケットの規則追加について

該当規則 : GP フォーミュラ J-GP2 9-2-4 (p142)

規則発行後の改定：青字部分の追加

- | | |
|---------|--|
| 9-2-4 | カムプロケット |
| 9-2-4-1 | 公認車両時の状態からカムプロケットの取り付け穴の変更は認められる。 |
| 9-2-4-2 | カムプロケットの変更も許可されるが、取り付け構造、歯数は公認車両の状態を維持しなければならない。 |
| 9-2-4-3 | 公認車両が圧入式のカムプロケットの場合は、取り付け位置が調整可能な圧入ボスとカムプロケットへの変更が認められる。 |
| 9-2-4-4 | カムチェーンは公認車両の状態を維持しなければならない。 |